

サービス利用説明書

令和 年 月 日

この書面は、障害者自立支援法に基づくサービスを私たちの事業所で利用する際に重要だと思われることを説明したものです。わかりやすいところに保管しておいてください。

はあとぼーと梅寿荘について

◎事業所について

法人の名称：社会福祉法人 宝山寺福祉事業団

事業所の名称：はあとぼーと梅寿荘

奈良県指定障害福祉サービス事業所（第 2910300066 号）

管理者の氏名：センター長 辻村 泰範

事業所の所在地：奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 2 - 3

TEL：0743-74-8126

FAX：0743-71-8122

◎事業所の目的

社会福祉法人宝山寺福祉事業団が開設するはあとぼーと梅寿荘が実施する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的気に行うことを目的としています。

指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的としています。

指定同行援助は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が外出する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的としています。

指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

◎運営の方針

この事業所が実施する事業は利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に指定居宅介護等を行います。

事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるように努めます。

◎事業所の職員について

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4名 (常勤職員4名)

サービス提供責任者は居宅介護計画書を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明する他、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

あなたの担当するサービス提供責任者は、【.....】です。

(3) 従業者 39名 (常勤職員 8名、非常勤職員31名)

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅支援の提供にあたる。

(4) 事務等その他の職員 2名 (常勤職員1名(兼務) 非常勤1名(兼務))

事務等その他の職員は、必要な事務等その他の業務を行う。

◎私たちが提供する援助の内容について

本事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりです。

(1) 居宅介護

ア 居宅介護計画の作成

イ 身体介護に関する内容

食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭、洗髪、その他必要な身体介護

ウ 家事援助に関する内容

調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な家事

エ 通院等のための乗車又は降車の介助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

ア 同行援護計画の作成

イ 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省で定める便宜を供与する。

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(4) 行動援護

◎営業時間等について

事業所営業時間 9：00～18：00（通年）

但し、都合により臨時又は不定期の休業日を設けることがあります。

◎通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、次のとおりです。

生駒市市内全域

◎必要な費用について

利用されるサービスの種類と利用された時間によって異なります。援助計画に基づいて必要な費用のおよその見込み額をご説明します。

但し、計画の変更や追加があった場合は金額が異なりますので、月毎のサービスの利用実績に基づいて請求させていただきます。尚、利用料には介護職員処遇改善加算Ⅰが加算されています。

指定障害者福祉サービスの対象とならないようなケースの場合や、特別に実費を頂く必要のある場合等は事前に説明いたしますので、ご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

予定しているサービスの変更や、追加をすることは可能です。但し事前にご相談下さい。



はあとぽーと梅寿荘からのお願い

◎サービス利用の変更や中止（キャンセル料）について

予定しているサービスの利用について、都合で変更や、中止される場合は、必ず事前にご連絡ください。

前日までにご連絡をいただけなかった場合、変更ご希望の日時に訪問できない場合があります。

ご連絡がなく、またそれがやむを得ない事情と認められない場合には、キャンセル料をご負担して頂きます。

キャンセル料については、予定していたサービスの自己負担分をその額とさせていただきます。

◎プライバシー保護と業務に必要な情報の保護について

私どもは、利用者ご本人及び家族のプライバシーの保護には万全の注意を払います。但し、障害者福祉サービス計画の作成並びに障害者福祉サービスの提供のために必要な情報を業務として我々が共有し、必要な場合にはあなたに障害者福祉サービスを提供する他の事業者にも、この情報を提供することについては同意してください。

障害者福祉サービス計画を作成するには、医療情報（特に感染症など）も重要です。適切なサービスを提供できるように正しくお知らせください。

私ども職員には、職員でなくなった後も業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないという守秘義務を課しています。

偽りの告知等のためにサービスに関わる事故が起こっても責任を負いかねることがあります。また、他の要援護者や職員に重い感染症が広がった場合の責任問題にまで波及する懸念もあります。

◎記録の保存について

指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、これらの記録はサービス提供の日より5年間保存します。

◎サービスの提供をお断りする場合があります。

- * 偽りの申請による利用の申込みや、他の人に感染する恐れのある病気があつて通常の方法では予防することが困難な場合、また大変重い病気を感染させる恐れのある場合などは、サービスの提供をお断りします。
- * 職員に対する暴力行為や迷惑行為（セクハラなど）が、甚だしい場合で注意しても改善されない場合も、サービスの提供をお断りします。
- * お支払いいただくべき費用が5ヶ月以上滞納された場合、以後のサービスの提供は費用の支払いがあるまで中断させていただきます。

◎緊急時における対応方法

現に指定居宅介護の提供を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他の必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

◎虐待防止のための措置

障害者等の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

* 「虐待防止のための指針」別紙参照

◎事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止については、できる限り予見性を持って未然に防ぐことに努めます。

また、やむを得ず事故が起こってしまった場合、速やかに事故の状況を確認するとともに、医療職の応援を依頼し、安全な場所への移動を含め応急処置を行います。

心身の状況や意識状態など早急性、重症性が認められる恐れのある場合は、救急の依頼をします。

また、家族様への連絡と同時に県・市への報告を行います。



私たちがお約束すること

◎苦情処理の窓口

提供した訪問介護サービスについて、利用者から苦情等を受けた場合、職員は速やかにその内容を管理者に報告いたします。管理者は実情を把握することに努めるとともに迅速かつ適切にその対応策を講じます。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関から利用者の苦情に関し、照会、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合にはこれに従って改善を行います。

他のサービスの利用に関し苦情等を受けた場合、関係する居宅介護支援事業者に事情を報告する等、利用者が適切なサービスを受けられるように援助いたします。

◎第三者評価の実施状況

これまでは未実施であるが、現在検討中です。

◎私たちの組織

あなたを直接支えるスタッフは小さなグループです。でも私たちの組織はかなり大きい法人です。

私たちの組織である社会福祉法人宝山寺福祉事業団は、昭和21年に事業を開始し、児童福祉から老人福祉に及ぶ幅広く永い福祉事業の実践と伝統を持っています。

私たちの法人組織のうち、高齢者福祉に関わる施設は次のとおりです。

- * 養護老人ホーム梅寿荘 (20床) : 生駒市門前町
- * 特別養護老人ホーム梅寿荘 (80床) : 生駒市門前町
- * 特別養護老人ホームあくなみ苑 (52床) : 生駒郡安堵町
- * 特別養護老人ホーム延寿 (84床) : 生駒市小瀬町
- * ケアハウスあくなみ苑 (15床) : 生駒郡安堵町
- * ケアハウス延寿 (30床) : 生駒市小瀬町
- * ショートステイ梅寿荘 (空床利用型) : 生駒市門前町
- * ショートステイあくなみ苑 (18床) : 生駒郡安堵町
- * ショートステイ延寿 (16床) : 生駒市小瀬町
- * 梅寿荘デイセンター (定員30名) : 生駒市元町
- * デイセンター憩の家 (定員9名) : 生駒市元町
- * デイセンター寿楽 (定員30名) : 生駒市有里町
- * デイセンターあくなみ苑 (定員20名) : 生駒郡安堵町
- * デイセンター延寿 (定員40名) : 生駒市小瀬町
- * 訪問入浴延寿 () : 生駒市小瀬町
- * はあとぼーと梅寿荘 (ヘルパーステーション) : 生駒市西旭ヶ丘
- * はあとぼーと延寿 (ヘルパーステーション) : 生駒市小瀬町

◎ご不満や苦情は些細なことでもお伝えください。

どのような些細な不満や苦情でも、遠慮なく担当者にお伝えください。

誠実に対応し、解決に努めます。

苦情解決責任者 金田 智子 TEL 0743-74-8126

直接担当者に伝えにくい場合は、あなたを担当する障害福祉サービス計画作成担当者にご連絡ください。

私どもの関わる事業所に伝えづらい場合には、下記の公的苦情処理を受け付ける機関がありますから、そちらにお申し出ください。

奈良県運営適正化委員会 : TEL 0742-29-1212